

役員報酬等に関する支給基準規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人恩賜財団慶福育児会(以下、「法人」という。)の定款第8条及び第10条並びに第21条の規定により役員等の報酬の支給及び費用に関する基準等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で評議員、理事及び監事並びに評議員選任・解任委員会委員を役員等という。

(報酬)

第3条 役員等に対しては、評議員会、理事会等へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、報酬として一日につき一人当たり15千円を支給する。

2 理事のうち理事長の職に在る者には、報酬として月額50千円以内の額を支給し、一括して支払うことができる。

3 監事とその職務を執行したときの報酬は、定例監査1回につき100千円を支給する。

4 法人本部事務局の職員、施設の職員を兼務する常務理事及びその他の理事は、職員給与規程に基づいて支給するものとし、第1項の規定は適用しない。

(役員報酬総額)

第4条 役員等に支給する各年度の報酬総額は、2,000千円の範囲内とする。

(報酬の支払い方法)

第5条 報酬の支払いは、金融機関の口座に振込み払いか、その都度現金にて支払うものとする。

(出張旅費)

第6条 役員等が職務上出張したときは、職員給与規程に定める額を旅費として支給することができる。

(改廃等)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議において行う。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第45条の35に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

附則

1 この規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人恩賜財団慶福育児会役員報酬等支給規則は、この規程の施行に伴い廃止する。

3 この規程は、平成29年6月29日付で再び評議員の同意を得た。

4 第4条「役員等の報酬総額」の一部改正は、令和元年6月27日から施行する。